

こ じょうれい
子ども条例

しょうかい
を紹介します！



ページから、
つぎのページから、
子ども条例に
か
書かれていることを
くわしく紹介していくよ！

「いこいな」
©シンエイ／西東京市

にしとうきょうし
西東京市では、まち全体で今と未来を生きるすべての子どもの育ちを支えて
いくため、「西東京市子ども条例」をつくりました。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人かくや権利が大切にされます。
もちろん、あなたもそうです。

子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちのやくわりや、その人たちを
支えること、子どものためにとくに取り組んでいきたいこと、子どものなやみ
ごと・こまりごとを相談できるしくみをつくることなどが書かれています。

みんなで子どもの育ちを支えます♪

市役所・おうちの人（お母さん・お父さんなど）・地域のみなさん・学校や児童館の先生など・お店や会社は、みんなで協力して、たすけ合い、子どもの育ちを支えます。

子どもが育つうえで大切なやくわりをもっています。
*市役所や学校・児童館の先生などの協力をうけながら、子どもを大切に育てます。

おうちの人
(お母さん・お父さんなど)



*地域のなかですぐ子どもが、すこやかに育っていくために子どもやおうちの人などに協力するよう努力します。

学校や児童館の先生など



地域のみなさん



*子どもたちが学び、成長することができるように支えます。

子ども



みんなが協力して、支えてくれるんだね!



お店や会社など



市役所



*子どもがすこやかに育つことができ、また、会社などではたらく人たちが子育てしやすくなるように努力します。

*すべての子どもが、いのちを大切にされ、すこやかに育つことができるように、子どもの意見を大切にし、子どもに一番良いことは何か考えて、支えます。

かなしいことやこまったことがあったら、みんなをたすけてくれます。

子どもが、かなしい思いやつらい思いをしているとき、こまっているとき、なやんでいるとき、しんぱいなことがあるときなどに、相談したり、たすけてもらったりすることができる「西東京市子どもの権利擁護委員」がかかわる相談室をつくります。

【こんなふうに子どもをたすけてくれます。(イメージです。)]

まも
ひみつは守るよ!



こんなとき・・・

- ・ 学校で/家で/どこでも
- ・ つらいこと、苦しいこと、こまったこと
- ・ いじめられている
- ・ 家族につよく叩かれる
- ・ どうしたらいいのかわからない



どんなことでも話してみてね!

- ・ 友だちのことでも大丈夫です。

【子どもの権利擁護委員】

- ・ あなたの気持ちを一番大切に考えます。
- ・ あなたの話をじっくり聞きます。



● こうなればもっと良くなるなど、意見をいうことができます。

● 考えたことをくわしく調べます。
● 気持ちをかわりにつたえることができます。

● いっしょに考えます。



安心した! どうすればいいかわかった。もう大丈夫!



「子ども条例」は
こちらから読むことができます。
※市ホームページです。



または Web で

西東京市 子ども条例

を 検索

平成31年3月発行
西東京市 子育て支援部 子育て支援課



〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所 田無庁舎 1階

電話: 042-464-1311 (代表)

西東京市ホームページ: <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>